

甲府市医師会行動計画

職員が仕事と子育てを両立し、すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次に行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 1月 1日～平成30年12月31日までの 2年間
2. 内容

目標1：計画的に育児休業等の取得率を以下の水準にする。

- 男性職員：計画期間中に対象者がいた場合には1人以上取得すること
- 女性職員：取得率を80%以上にすること

<対策>

- 平成28年1月～男性も育児休業の取得ができることを周知するため責任者を対象とし研修の実施
- 平成28年2月～育児休業の取得希望者を対象として講習会の実施

目標2：小学校就学前の子を持つ労働者の短時間勤務制度の利用を促進する。

<対策>

- 平成28年2月～職員の利用状況調査
- 平成28年6月～制度の利用促進のため、社内掲示などによる職員への周知

目標3：年次有給休暇の取得を促進するため、3ヶ月ごとの休暇取得計画表を作成する。

<対策>

- 平成28年3月～年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成28年4月～計画的な取得に向けて責任者研修を計画期間中に2回行う
- 平成28年6月～各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成28年8月～職場内にチラシを掲示する